

○別府市餅ヶ浜栈橋の設置及び管理に関する条例

平成23年3月24日条例第14号

(設置)

第1条 市民及び観光客等が海に親しみながら憩うことのできる場を提供し、市民相互又は市民と観光客等の交流推進を図るため、別府市餅ヶ浜栈橋（以下「栈橋」という。）を設置する。

(位置)

第2条 栈橋は、別府市餅ヶ浜町624番地先に置く。

(開場時間)

第3条 栈橋の開場時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、規則で定める期間については、規則で定めるところにより開場時間を延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めるときは、開場時間を変更し、又は開場しないことができる。

(行為の制限)

第4条 栈橋を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第7号までに掲げる行為については、次条第1項の許可を受けた行為に必要な場合で市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 栈橋の機能を妨げ、又は栈橋を損傷し、若しくは汚損するおそれのある行為をすること。
- (2) 貨物その他の物件を放置すること。
- (3) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
- (4) 栈橋に船舶をけい留すること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第8号に規定する車両を乗り入れること。
- (7) 栈橋から海に飛び込むこと。
- (8) 投げ釣りをすること。
- (9) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。
- (10) その他管理上支障がある行為をすること。

(使用の許可)

第5条 栈橋において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ栈橋の使用に係る市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 営業、販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 競技会、展示会その他これらに類する催しを行うこと。

(3) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。

(4) 工作物その他設備を設置すること。

2 市長は、栈橋の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 栈橋を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) その他市長において使用が不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその使用を停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条第1項の許可の後において同条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(4) 災害その他やむを得ない理由により市において緊急の必要が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による処分によって使用者に損害が生じたとしても、賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

3 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第9条 使用者は、栈橋の使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 故意又は過失により栈橋を損傷し、又は汚損した者は、その損害額を賠償しなければならない。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をした者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第35号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にした道路法（昭和27年法律第180号）の規定による許可又は協議に係る占用物件の各年度の道路の占用料（以下「占用料」という。）の額は、占用物件ごとに第1条の規定による改正後の別府市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）により算出した占用料の額が前年度の占用料の額（前年度における占用の期間が各年度における占用の期間と異なる場合にあっては、当該前年度における占用の期間に代えて各年度における占用の期間を用いて算出した占用料の額。以下同じ。）に100分の120を乗じて得た額を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該前年度の占用料の額に100分の120を乗じて得た額とする。

附 則（令和元年 6 月 26 日 条例第 16 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

使用料

区分		単位	金額
営業、販売、募金その他これらに類する行為		使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	22円
競技会、展示会その他これらに類する催し		使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	22円
はり紙、はり札	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	374円
その他の広告物	その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,740円
競技会、展示会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物		占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	37円
その他の占有		占有面積 1 平方メートルにつき 1 日	37円

備考

- 1 表示面積は、はり紙、はり札その他の広告物の表示部分の面積とする。
- 2 使用面積、表示面積若しくは占有面積が 1 平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、未満又は端数の面積は 1 平方メートルとして計算する。
- 3 使用料が年額で定められている場合において使用の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときはこれを 1 月として計算し、使用料が月額で定められている場合において使用の期間が 1 月未満であるとき又はその期間に 1 月未満の端数があるときは、未満又は端数の期間は 1 月として計算し、使用料が日額で定められている場合において使用の期間が 1 日未満であるとき又はその期間に 1 日未満の端数があるときは、未満又は端数の期間は 1 日として計算する。
- 4 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 5 算出した使用料の合計額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。